はじめに

清瀬市では、平成12年「清瀬市男女平等推進プラン」を策定、平成21年度までの10年間を計画期間とし、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けさまざまな取り組みを行なってきました。

平成 18 年 7 月「清瀬市男女平等推進条例」が施行されたことにともない、清瀬市 男女平等推進委員会は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため現行の 推進プランの見直しを行ない、今後取り組むべき目標・課題・施策をまとめた改定案 を作成いたしました。

基本目標に「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進」、「計画の総合的・効果的な推進」を、課題に「配偶者からの暴力に対する取り組みの推進」、「高齢者や児童等への虐待の防止と対応」、「性暴力・ストーカーの防止」、「地域おこし・まちづくり・環境・防災への男女共同参画の推進」、「推進体制の整備・充実」、「男女平等の推進」、「NPO活動・ボランティア活動との連携強化」、「施策事業の定期的な点検・調整」を新たに加えました。その他に社会情勢の変化にともない文言の変更を行ないました。

この中間報告について、パブリックコメントを行い、広く市民の皆さんからご意見 をいただき、その後推進委員会として推進プランをまとめたいと考えています。

清瀬市男女平等推進プランの改定について(中間報告)

目標・課題について

1 あらゆる場における男女平等参画の視点に立った意識改革

男女がともに個人として尊重され、対等な立場で参画し、その能力と個性を発揮する男女平等参画社会の実現を図るための取組みは、家庭・学校・地域など社会のあらゆる場において必要です。 男女平等の視点に立った意識改革や環境の整備を推進することが求められています。

「男女平等推進条例」では、基本理念として、女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を分かち合うとともに、家庭生活と社会活動を両立できるような環境整備があげられています。家庭における男女平等参画を推進することが重要です。

男女平等参画社会を形成するためには、教育・学習が果たす役割は重要です。「男女平等推進条例」においても、教育に携わる者の責務として、男女平等参画の理念に配慮した教育を行うよう努めることとされています。学校での男女平等教育の推進を図るとともに、男女平等意識を高める社会教育の一層の充実が求められています。

人々の意識形成に大きな影響のあるメディアについても、男女平等意識を形成する取組みが求められています。

2 一人ひとりの性が尊重される社会の形成

女性と男性が、互いの性を理解し尊重し合うとともに、性に基づいた健康が生涯にわたり維持されるよう配慮されることが、「男女平等推進条例」の、基本理念のひとつとして定められています。

女性も男性も各人が互いの特質を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことは、男女平等参画社会の形成の前提です。女性は妊娠や出産をする可能性もあり男性と異なる健康上の問題に配慮することが求められています。生涯を通じた健康を支援する多様な取組みが大切です。「性の商品化」に対しても取り組みを推進することが求められています。

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進

配偶者等からの暴力、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因です。「男女平等推進条例」でもこれらの人権侵害の防止についてあげられています。今回の男女平等推進プランにおいては、現プランの課題を改め、新たに目標としてあげ、配偶者からの暴力に対する取組みの推進や高齢者や児童等への虐待の防止と対応、性暴力・ストーカーの防止、セクシュアル・ハラスメントの予防と救済が求められています。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、被害者に対する支援等、人権をまもるための取組みの推進・強化が必要です。

4 男女の働く権利の保障と労働の場における男女平等の推進

雇用の分野において、男女がその能力を十分に発揮する機会及び待遇を確保され、働く権利を保障されることは、男女平等参画社会の実現にとって重要です。「男女平等推進条例」においても、女性の就労等経済的自立支援があげられています。女性の多様な就労への支援とその条件整備が

求められています。また、男女ともに家庭と仕事を両立させるためのさまざまな取組みが必要です。

5 社会福祉分野の保障 ~一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現~

急速に少子・高齢化が進む中で、乳幼児から高齢者まで一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現が求められています。地域で子育てを支援する体制づくりや、ひとり親家庭の生活の安定、保護を必要とする女性への支援が必要です。また、障害のある人が地域で暮らしていくためのさまざまな取組みを支援することが重要です。高齢社会に対応した支援システムづくりも求められています。

6 あらゆる分野への男女平等参画の推進

「男女平等推進条例」ではその基本理念のひとつとして、女性と男性が、社会の対等な構成員としてさまざまな領域における活動の方針及び決定の過程で共同参画する機会が確保されることがあげたれています。男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化を図ることによって、それぞれの新たな発展が期待されます。そのためには、公的部門での政策・方針決定過程への男女平等参画や、新たな分野として地域おこし・まちづくり・環境・防災等への女性の参画、事業所・団体・地域における方針決定過程への男女平等参画の推進が必要です。また、国際社会への協力と参画も求められています。

7 計画の総合的・効果的な推進

男女平等参画社会を実現するためには、さまざまな分野にわたる計画の取組みを整合性をもって総合的に推進する体制が必要です。今回のプランでは、目標として新たに計画の総合的・効果的な推進が加わりました。「男女平等推進条例」でも、必要な推進体制の整備や調査及び研究についてあげられています。推進体制の整備、充実を図るとともに、市庁舎内の男女平等の推進、NPO・ボランティア活動等との連携強化、また、施策事業の定期的な点検・調整が求められています。

現行推進プランは、目標6項目、課題20項目、施策95項目の計画となっておりました。改定案では、目標7項目、課題26項目、施策101項目となっております。

目標	課題	施策		
1 あらゆる場における男女平等参画の視点に立った意識改革				
	(1)家庭における男女平等参画			
		男女が共同で育児や介護に関わる家庭環境の推進		
		固定観念に基づいた慣習の見直しと協力関係の家庭づくり		
	(2)男女平等観に立った学校教育の充実と推進			
		教育活動のあらゆる場における男女平等意識の啓発		
		技術・家庭科における男女平等教育の一層の推進と充実		
		幼児期からの男女平等教育の推進		
		教職員の男女平等意識の醸成		
		男女平等を推進するための家庭と学校の協力		

		互いの性を理解し尊重する性教育の推進	
	(3)男女平等意識を高める社会教育の充実		
	() , , , , ,	学習機会の提供	
		学習情報の収集と提供	
		自主グループ、NPO 活動、ボランティア活動等に対する支援	
		地域社会における男女平等参画推進への支援	
		学習活動相談体制への充実	
	(4)メデ	ィアにおける男女平等意識の形成	
	,	メディアにおける「性の商品化」や暴力等、女性の人権侵害につながる表現につ	
		いて各メディアの自主的是正を促す	
		メディアへの正しい情報の選択能力の育成	
2 一人	ひとりの		
	(1) 生》		
		思春期・成人期・中高年期の女性の健康づくりへの支援	
		妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	
		女性の健康をおびやかす環境問題への対策	
		あらゆる教育の場における性に関する教育・指導の充実	
		HIV·エイズ、性感染症、薬物等に対する知識の普及と対策の推進	
		こころの健康づくりの推進	
		生涯にわたる健康づくりへの支援	
		女性の健康教育、相談指導の充実	
	(2)「性(の商品化」に対する取り組みの推進	
		互いの性を理解し尊重する教育の推進	
		「性の商品化」問題に対する啓発活動の推進	
		メディアに対しての積極的な意思表示	
		性の商品化、売買春に対する規制の強化、法の見直しを要望する	
		相談事業の推進と関係機関のネットワークの推進	
3 女性	に対する	るあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進	
	(1)配偶	者等からの暴力に対する取り組みの推進	
		暴力防止への普及・啓発活動の推進	
		緊急一時保護事業の拡充	
		被害当事者の生活再建のための支援	
		被害当事者の子どもに対する支援	
		関係機関の連携と研修の充実	
		民間活動の育成と支援	
		配偶者からの暴力防止・被害者保護のための基本計画の策定	
		配偶者暴力相談支援センターの設置	
		相談・カウンセリング体制の充実	

(2)高	齢者や児童等への虐待の防止と対応
	虐待の早期発見・早期対応に対する体制づくりの推進と関係機関の連携
(3)性	 暴力·ストーカーの防止
	広報・啓発活動の推進
	性暴力・性犯罪への対応と取締りの連携の推進
	相談・カウンセリング体制の充実
(4) t	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	市内企業・施設・病院等事業所・団体等に向けての普及啓発・研修の推進
	さまざまな教育の場における普及啓発の推進
	学校の教師を対象にした研修の充実
	スクールカウンセラー等による相談窓口の充実
	相談体制の充実と関係機関の連携
4 男女の働く	権利の保障と労働の場における男女平等の推進
(1) 🕏	3様な就労への支援と条件整備
	再就職への支援・情報の提供
	職業能力の育成と積極的活用の推進
	パートタイム労働・派遣労働に対する情報提供
	女性の起業への支援
	女性の自営業・農業従事者における労働条件の整備と経営参画の推進
	相談窓口の整備
(2)家	庭と仕事を両立させるための社会的支援
	多様な保育ニーズに対しての保育サービスの充実
	放課後児童対策の充実
	介護休業制度・育児休業制度の普及促進
	男女がともに担う家事・育児・介護を支援する意識啓発
(3)女	性の働く権利の保障と就労条件の整備
	女性の雇用について事業所・団体等への情報提供・啓発
	清瀬市在住の女性の労働実態の把握
5 社会福祉分	う野の保障 ~一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現~
(1)地	域で子育てを支援する体制づくり
	母子保健医療体制の充実
	家庭における子育てへの支援
	地域における総合的な子育て支援ネットワークの推進
	子育てを支援する社会機運の醸成
(2)ひ	とり親家庭の生活の安定
	在宅サービスの充実
	就労支援·経済的支援
	住宅支援

地域相談支援体制の整備

(3)保護を必要とする女性への支援

保護施設等の整備

経済的支援

相談支援の充実

(4)障害のある人(児)への支援

障害のある人(児)の実態把握と当事者主体の具体的施策の強化

障害のある人(児)の権利の擁護と差別観の解消

地域で生活できるための介護者支援の強化

地域での生活の場の確保

労働、学習、レクリエーションの場の確保

(5)高齢社会に対応した支援システムづくり

健康づくり、介護予防、介護サービスの充実

高齢者の地域での助け合いの促進と社会参画の機会の提供

相談支援と保健・福祉・医療の連携

その他(経済的支援)

6 あらゆる分野への男女平等参画の推進

(1)公的部門での政策・方針決定過程への男女平等参画

政策・方針決定過程への女性の積極的な登用

審議会・委員会等への女性の参画推進

教育・訓練・研修等の機会への男女平等の徹底

行政への市民の参画機会の場・体制づくり

各施策の男女共同参画の推進と現状についての男女別調査・統計の実施

(2) 地域おこし・まちづくり・環境・防災等への男女平等参画の推進

地域おこし・まちづくり・環境・防災等に関する政策・方針決定過程への女性の 参画の推進

ボランティア活動への支援

(3) 事業所・団体・地域における方針決定過程への男女平等参画

事業所・団体・地域等における女性の参画・役員への登用への啓発・推進

男性の地域活動・PTA 活動への参画促進

男女の積極的な地域活動への啓発・情報提供・研修の実施及び場の提供

(4)国際社会への協力と参画 ~ 国際化の進展に対応した支援~

外国人が暮らしやすい生活支援

外国人に対する交流の機会と場の提供および支援団体の育成

外国人に対する地域ボランティアの養成とネットワークづくり

市内居住の外国人の実態把握

国際社会における男女共同参画の推進に関する情報の収集と提供

7 計画の総合的・効果的な推進

(1) 推進体制の整備、充実

男女平等推進室による総合的な連携の強化

男女共同参画センター事業の一層の充実

(2)男女平等の推進

職員の男女平等に対する理解徹底

女性職員の職域拡大とネットワークづくりの推進

管理的な立場への女性職員登用の促進

男性職員の育児・介護休業取得の促進

(3)NPO・ボランティア活動等との連携強化

地域の NPO、ボランティア等との連携の強化

(4) 施策事業の定期的な点検・調整

市の各施策の男女平等参画についての意識・実態調査、調査研究、点検調整の実施